

東部総合処理センター一破碎選別施設 整備・運営事業

要求水準書

(案)

【共通編】

令和3年12月

西宮市

目 次

第1章 総則.....	1
1. 共通事項.....	1
2. 事業概要.....	1
3. 計画主要目.....	7
4. 環境保全基準.....	17
5. 一般事項.....	21
第2章 全体計画.....	26
1. 施設整備基本方針.....	26
2. 処理計画.....	27

【添付資料】※要求水準書の一部である契約図書

添付資料1	; 事業計画地位置図
添付資料2	; 事業計画地測量図
添付資料3	; 業務範囲分担表
添付資料4	; 搬出入道路図
添付資料5	; 環境保全基準値
添付資料6	; 利用可能範囲図
添付資料7	; 生活環境影響調査事後調査仕様書
添付資料8	; 解体工事範囲図
添付資料9	; モニタリング及びペナルティに係るフロー
添付資料10	; 焼却施設との業務範囲分担表
添付資料11	; 西宮市セキュリティ方針
添付資料12	; 西宮市情報セキュリティ対策基準書

【貸与資料（参考図書）】※公表せず貸与する本事業を行う上での参考図書

貸与資料（参考図書）1	; 地質調査結果報告書（昭和50年，昭和52年，平成22年）
貸与資料（参考図書）2	; 施設整備に係る法規制条件
貸与資料（参考図書）3	; 関係機関との調整結果
貸与資料（参考図書）4	; 事業計画地周辺図
貸与資料（参考図書）5	; 西宮市ハローごみ，事業系廃棄物適正処理ハンドブック
貸与資料（参考図書）6	; 西宮市の将来人口推計
貸与資料（参考図書）7	; 計画処理量の推計値
貸与資料（参考図書）8	; 適正処理物の混入量等
貸与資料（参考図書）9	; 計画月最大変動係数，各ごみ種における搬入量の

		想定値 (2026 年度)
貸与資料 (参考図書)	1 0	; 搬出入車両の規格
貸与資料 (参考図書)	1 1	; 搬出入車両台数, 搬出入車両台数 (実績) (一部 Excel データ)
貸与資料 (参考図書)	1 2	; 回収率, 純度の考え方
貸与資料 (参考図書)	1 3	; 計画策定段階協議届出書, 計画策定段階協議済通知書
貸与資料 (参考図書)	1 4	; 西宮市鳴尾浜南地区建築協定書
貸与資料 (参考図書)	1 5	; 生活環境影響調査報告書
貸与資料 (参考図書)	1 6	; 施設基本計画書
貸与資料 (参考図書)	1 7	; 処理フロー及びマテリアルバランス表
貸与資料 (参考図書)	1 8	; 土壌汚染調査報告書 (令和 3 年)
貸与資料 (参考図書)	1 9	; 代替ルート図
貸与資料 (参考図書)	2 0	; 材料仕様等一覧表
貸与資料 (参考図書)	2 1	; 西宮市特記仕様書 (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 2	; 改造工事及び改修工事計画図
貸与資料 (参考図書)	2 3	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 プラント設備工事 (竣工図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 4	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 管理棟 意匠図 構造図 設備図 (竣工図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 5	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 外構図 (竣工図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 6	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 工場棟 意匠図 (竣工図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 7	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 工場棟 構造図 (参考図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 8	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 建築機械設備図 (竣工図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	2 9	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 建築電気設備図 (竣工図) (一部 CAD データ)
貸与資料 (参考図書)	3 0	; 東部総合処理センター焼却施設建設工事 将来施設予定地整備工事 (竣工図)
貸与資料 (参考図書)	3 1	; 施設基本計画図
貸与資料 (参考図書)	3 2	; 市のイベント一覧表 (本市が現在実施しているもの) [参考]
貸与資料 (参考図書)	3 3	; 美化第 2 課 (旧業務第三課) 庁舎ポイラー室図面 (竣工図)
貸与資料 (参考図書)	3 4	; 既存杭位置図
貸与資料 (参考図書)	3 5	; ペットボトル圧縮保管施設図面 (竣工図)

用語の定義

用語	定義
本市	西宮市をいう。
本事業	東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	本事業において設計・建設，運営，維持管理されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか，直接搬入車両受入棟，計量機，駐車場，構内通路，植栽，門扉の設備，建築物及びその附属設備を含めていう。
本施設	マテリアルリサイクル推進施設をいう。
工場棟	本施設のうち，ごみ処理，事務及び啓発に関する建屋及びプラント等をいう。
直接搬入車両受入棟	本施設のうち，直接搬入車両のごみの受入に関する建屋及びプラント等をいう。
工場棟等	工場棟及び直接搬入車両受入棟他，本事業のごみ処理に必要な施設をいう。
収集車両	直営車両，委託車両，許可車両からなる車両をいう。
直接搬入車両	直接搬入者が使用する車両をいう。
プラント	本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備（機械設備，電気設備及び計装設備等）を総称していう。
建築物	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
啓発施設	再生利用製品の展示，引き渡しコーナー及び啓発コーナー等を合わせた施設をいう。
DBO 方式	Design（設計），Build（建設），Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業で構成される。
設計・建設業務	本施設のプラント設計・建設，建築物の設計・建設を行う業務をいう。
運営業務	本施設の運転，環境管理，見学者対応等の運営を行う業務をいう。
維持管理業務	機械設備のメンテナンス（定期点検，補修等）を行う業務をいう。

建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する者をいう。
運営・維持管理事業者	本市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務及び維持管理業務を担当する者をいう。
特別目的会社	本施設の運営業務及び維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。
共同企業体	本市と建設工事請負契約を締結する設計・建設企業による共同企業体をいう。なお、単独企業で設計・建設業務を行う場合は設立しない。
応募者	本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
第1構成員	プラントの設計・建設業務を行う者、運営業務を行う者、維持管理業務を行う者をいう。
第2構成員	建築物の設計業務を行う者、建築物の建設業務を行う者をいう。
構成企業	第1構成員及び第2構成員をいう。
協力会社	構成企業から直接業務の一部を受託又は請負う者をいう。
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本市が選定する者をいう。
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理基本契約、運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
個別契約	本事業の運営業務及び維持管理業務を行う者と本市が締結する契約であり、第1期から第4期の4つの期間における各々の契約をいう。
事業計画地	本事業を実施する区域をいう。
実施方針等	本事業の実施方針の公表時に公表する実施方針、要求水準書（案）の書類をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理基本契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者決定基準、様式集の書類をいう。

基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を発注するための基本的事項について、本市と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理基本契約	運営・維持管理事業者に運營業務及び維持管理業務を発注するための基本的事項について、基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者で締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営・維持管理の実施のために、運営・維持管理基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者が各個別契約の業務履行期間毎に締結する契約をいう。
契約図書	本事業の契約内容を記載した図書であり、要求水準書、基本契約書、建設工事請負契約書、運営・維持管理基本契約書、運営・維持管理業務委託契約書、技術提案書（明瞭化事項を受けた修正後）、第1回及び第2回入札説明書等に関する質問回答、技術対話に関する質問回答、技術提案書に関するヒアリング時の質疑回答をいう。
参考図書	本事業の実施に当たって、参考となる方法や考え方を示した図書であり、契約図書以外の書類をいう。
設計図書	本事業における契約図書、実施設計図書、施工申請図書をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
落札者決定基準	本市が本事業の落札者を選定するに当たって、応募者からの提案を客観的に評価するための方法、手順、基準等を示したものをいう。
技術提案書	落札者が本事業を実施するために入札説明書等に基づき、提案した図書をいう。
地方公共団体等	地方公共団体及び地方自治法第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人をいう。

市内企業	西宮市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む）を有する企業をいう。
準市内企業	西宮市内に支店、営業所、又は出張所を有する企業をいう。
資本関係がある者	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社の関係にある場合」に該当する者をいう。
人間関係がある者	「一方の会社の役員（社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員。以下、同じ）を有する者が、他方の会社の役員を有する者を現に兼ねている場合」「一方の会社の役員を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合」の何れかに該当する者をいう。
適正処理設備	場内の適正処理物（場内適正処理物、場外適正処理物）を処理する設備をいう。
場内適正処理物	畳、ゴルフクラブ、傘等、本施設及び焼却施設で処理するために本施設内で解体等の適正処理を行う必要がある品目をいう。
場外適正処理物	スプリングマット、水銀含有電池類等、本施設及び焼却施設で処理を行わず、一時保管を行い、本市に引渡しを行う品目をいう。
車両誘導	警備業法上の警備業務に該当しない、一般的に必要とされる範囲内で事故等の発生を警戒し、防止するための車両誘導をいう。

第1章 総則

1 共通事項

(1) 本事業の目的

本事業は、事業者のノウハウ等を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な整備及び運営を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

本要求水準書は、本市が行う東部総合処理センター破砕選別施設の整備・運営事業に関して、本市の要求水準を示すものである。

(2) 適用範囲

本要求水準書は、本事業の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されない事項であっても、本事業の目的達成のために当然必要と思われるものについては、記載の有無に関わらず、事業者の責任において全て完備するものとする。

また、本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、本市の要求水準を上回って提案することを妨げるものではない。

(3) 質疑

事業者は、本要求水準書を熟読吟味し、疑義ある場合は本市に照会し、本市の指示に従うこと。

本事業中に疑義の生じた場合には、その都度書面にて本市と協議し、その指示に従うとともに、記録を提出すること。

2 事業概要

(1) 一般概要

本市では、西部総合処理センター（焼却施設、破砕選別施設及びリサイクルプラザ（啓発施設））及び東部総合処理センター（焼却施設及びペットボトル圧縮施設）でごみ処理を行っている。西部総合処理センター破砕選別施設は令和7（2025）年度まで稼働させる計画であるが、老朽化を踏まえ、令和8（2026）年度以降は東部総合処理センター敷地内に新たな破砕選別施設を整備し、継続的な不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う計画である。なお、東部総合処理センターペットボトル圧縮施設及び西部総合処理センターリサイクルプラザ（啓発施設）においても同様に令和7（2025）年度まで稼働させる計画であり、令和8（2026）年度以降は新破砕選別施設に処理機能を統合させる計画である。

一方、一般廃棄物処理基本計画においてはリサイクル率を22.0%以上とすることを目標値としており、新たな破砕選別施設の整備に併せて分別区分の見直しを行い、資源

回収の強化を図る計画である。

(2) 事業名称

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業

(3) 対象施設及び施設規模

本事業で新たに整備する施設の内容は次のとおりである。

本施設への搬入がある直接搬入車両は収集車両とは異なる場所で荷卸しを行う計画とし、直接搬入車両受入棟を設けるものとする。なお、本施設における合棟、分棟の何れかについては、事業者の提案による。

項目	概要
施設の種類	工場棟（事務機能，処理機能，啓発機能を含む） 直接搬入車両受入棟
施設規模	缶・ペットボトル；10t/日 びん；13t/日 その他不燃ごみ；10t/日 粗大ごみ；23t/日 合計；56t/日
処理方式	破砕，選別，圧縮，梱包，保管
処理対象物	缶・ペットボトル，びん，その他不燃ごみ，粗大ごみ

(4) 事業場所

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番4【添付資料1参照】

(5) 敷地面積

約11,000㎡（東部総合処理センターにおける将来施設用地であり，ペットボトル圧縮施設を含む面積）【添付資料2参照】

(6) 事業方式

本事業は，DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

本市は本施設を所有し，落札者として選定された企業グループは，建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うとともに，運営・維持管理事業者として本施設の運営業務，維持管理業務を行うものとする。

本施設は，長寿命化計画に基づき，施設を30年間程度使用することを想定している。

このことを前提として，本施設の設計・建設業務，運営業務，維持管理業務を行うも

のとする。

(7) 事業範囲

本事業の事業範囲は次のとおりとする。【添付資料3参照】

ア 設計・建設業務

建設事業者における設計・建設業務の範囲は次のとおりとする。

- 1) 設計業務
- 2) 建設業務
- 3) 試運転等
- 4) 施設稼働状況の確認

イ 運営業務

運営・維持管理事業者における運営業務の範囲は次のとおりとする。

- 1) 受入管理業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 環境管理業務
- 4) 啓発施設運営業務
- 5) 見学者対応業務
- 6) 情報管理業務（運営）
- 7) その他関連業務

ウ 維持管理業務

運営・維持管理事業者における維持管理業務の範囲は次のとおりとする。

- 1) 維持管理業務
- 2) 情報管理業務（維持管理）

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

項目	内容
事業期間	事業契約締結日から令和 28 (2046) 年 3 月 31 日まで
設計・建設 業務期間	【設計・建設業務契約期間】 事業契約締結日から令和 8 (2026) 年 9 月 30 日まで 《設計業務期間及び工場棟等の建設業務期間》 事業契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで (部分引渡し) 《ペットボトル圧縮施設解体等の建設業務期間》 工場棟でのペットボトル処理開始日から令和 8 (2026) 年 9 月 30 日まで
運営・維持管理 業務期間	【第 1 期個別契約期間】 事業契約締結日から令和 13 (2031) 年 3 月 31 日まで 【第 2 期個別契約期間】 令和 13 (2031) 年 4 月 1 日から令和 18 (2036) 年 3 月 31 日まで 【第 3 期個別契約期間】 令和 18 (2036) 年 4 月 1 日から令和 23 (2041) 年 3 月 31 日まで 【第 4 期個別契約期間】 令和 23 (2041) 年 4 月 1 日から令和 28 (2046) 年 3 月 31 日まで 《運営・維持管理業務期間》 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 28 (2046) 年 3 月 31 日まで (20 年間)

(9) 敷地及び周辺条件

ア 地形地質条件

本施設の事業計画地は埋立地となっている。東部総合処理センター焼却施設建設時におけるボーリングデータでは、GL-39.0m程度にN値50以上の支持層が確認されている。【貸与資料(参考図書)1参照】

なお、建設事業者は、必要に応じて過去の地質データを補完することを目的とし、業務範囲の一環として、事業計画地の地形・地質調査等を実施する。

イ 都市計画事項の指定状況

本施設の事業計画地における都市計画法上の指定状況は次のとおりである。

その他、法規制等への指定状況は【貸与資料(参考図書)2参照】【貸与資料(参考図書)3参照】に示すが、建設事業者において最終確認を行うこと。

- 1) 区域区分 ; 市街化区域
- 2) 用地地域 ; 準工業地域
- 3) 建ぺい率 ; 60%
- 4) 容積率 ; 200%
- 5) 特別用地地域 ; 臨海産業地区（鳴尾浜産業団地地区）
- 6) その他 ; 「防火地域・準防火地域」等の都市計画事項には該当なし。

ウ 災害想定区域の指定状況

事業計画地における災害想定区域の指定状況は次のとおりである。

	指定状況	被害想定
高潮浸水	該当	GL+3.0m以上～5.0m未満（最高水位 TP+5.5）※1
津波浸水	該当	GL+1.0m以上～2.0m未満（最高水位 TP+3.7）※2
土砂災害	該当なし	-
河川浸水	該当なし	-

出典) 兵庫県CGハザードマップ

※1 ; 高潮浸水想定区域図（兵庫県）：想定し得る最大規模

※2 ; 津波浸水想定図（兵庫県）：南海トラフ巨大地震

エ 搬出入道路

完成後の事業計画地への搬出入道路は次のとおりとする。【添付資料4参照】【貸与資料（参考図書）4参照】

項目	概要
処理対象物の収集車両	既存南東出入口拡張（必要に応じて新設）
直接搬入車両	既存焼却施設出入口（必要に応じて北西部に移設）
可燃ごみ，その他プラの収集車両	

オ 敷地周辺設備

敷地周辺設備状況は【貸与資料（参考図書）4参照】に示すが，建設事業者において最終確認を行うこと。

カ 完成後の運転に必要なユーティリティの引込等

完成後の運転に必要な電力・用水等の引込工事は本工事範囲とし，既存焼却施設とは別に行うものとする。

(ア) 電力

電力は高圧受電とし、三相3線、電圧 6.6KV、60Hz とする。なお、電力調達の際は、関係法令、施策及び計画に従うものとし、構内第1柱を介して引き込むものとし、引込場所は電力事業者との協議により決定すること。なお、引込方法は関西電力送配電株式会社と協議済みである。

本施設に太陽光発電システムを導入し、最大限本施設にて使用すること。また、外部からの電力調達については、再生可能エネルギー由来のもの導入に努めるものとするが、本市の施策変更に伴い必須要件となった場合は、本市と協議の上、適切に対応すること。

(イ) 用水

プラント用水及び生活用水は上水を利用し、必要に応じて工水も兼用すること。用水は新たに水道管を敷設し、引込を行うものとし、接続先及び給水方式は関係官庁との協議により決定すること。

(ウ) 排水

排水は分流方式とする。生活排水及びプラント排水は西宮市下水道条例に基づく基準値以下とし、下水道に放流すること。プラント排水及び生活排水の排水管は新たに敷設するものとし、接続先は関係官庁との協議により決定すること。

また、敷地内の雨水については、水質汚濁防止法、及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づく基準値以下とし、既存側溝及び既存引込管を介して、公共用水域（海域）への放流を行うことを基本とする。接続先は関係官庁との協議により決定すること。

(エ) ガス

必要に応じて都市ガスを利用すること。

(オ) 電話・通信（光ケーブル）

電話及びインターネット配線は新たに引込むものとし、引込点は、通信事業者との協議により決定すること。


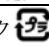
3 計画主要目

(1) 処理対象物

現状の生活系ごみの分別区分は次のとおりである。現状の処理対象物の分別区分詳細は、本市の「西宮市ハローごみ」「事業系廃棄物適正処理ハンドブック」【貸与資料（参考図書） 5 参照】 のとおりである。

なお、令和 8（2026）年度よりごみの分別区分が変更となる。変更後の生活系ごみ（本施設で処理するもの）の分別区分と処理対象物の概要は、次のとおりである。

【現状；生活系ごみの分別区分】

区分		品目
生活系ごみ	もやすごみ (可燃ごみ)	生ごみ, 皮革・ゴム類, 再資源化できない紙・布・その他プラ等, 食用油, 竹串などの先の鋭利なもの, 紙おむつ類, 使用済小型家電, その他
	もやさないごみ (不燃ごみ)	金属, ガラス類, 陶器類, アイロン・トースター, 乾電池, (使い切った) カセットボンベ・スプレー缶, 水銀を含む乾電池・体温計・血圧計等
	資源A	新聞, 紙パック, 古着, ダンボール
	資源B	雑誌, 古本, チラシ・雑紙, 紙箱・紙袋
	ペットボトル	ペットボトル (ペットボトルマーク  のついているもの)
	その他プラ	プラスチック製容器包装 (プラマーク  のついているもの)
	粗大ごみ	家電品 (家電リサイクル対象品を除く), 家具類, 寝具類, 自転車, その他 ※粗大ごみとなる目安: 長さ 40cm 以上, または, 重さ 5kg 以上

備考: その他プラは, 「プラスチック製容器包装」を示し, プラマークが表示されている。プラスチック製容器包装は, 商品が入れられていた物(容器)や包んでいる物(包装)のことであり, 容器包装リサイクル法に基づき, ごみの減量化・資源の有効利用に取り組んでいる。

【令和 8（2026）年度以降；変更後の生活系ごみの分別区分と処理対象物の概要】

分別区分	対象品目
缶・ペットボトル	スチール缶, アルミ缶, ペットボトル
びん	ガラスびん
その他不燃ごみ	小型複合製品, 傘, 小型家電, 陶磁器, 小型金属製品, ガラス製品, スプレー缶, 電池, 蛍光灯 等
粗大ごみ	家電品 (家電 4 品目除く), 家具類, 寝具類, 自転車, その他不燃ごみの指定袋に入らないもの

(2) 受入対象物及び受入形式

ア 工場棟

工場棟は、収集車両等で収集されたごみの受入れ及び処理を行う施設であり、受入対象物及び受入形式は次のとおりとする。

- 1) 缶・ペットボトル（ピット）
- 2) びん（ヤード）
- 3) その他不燃ごみ（ピット又はヤード）
- 4) 粗大ごみ（ピット）

イ 直接搬入車両受入棟

直接搬入車両受入棟は、直接搬入車両で持込まれたごみの受入れを行う施設であり、受入対象物及び受入形式は次のとおりとする。

- 1) 缶・ペットボトル（フレコンバック又はコンテナ）
- 2) びん（フレコンバック又はコンテナ）
- 3) その他不燃ごみ（フレコンバック又はコンテナ）
- 4) 粗大ごみ（ヤード又はコンベヤ）
- 5) 可燃ごみ（パッカー車又はコンテナ）
- 6) 資源（紙資源等）（ヤード）
- 7) その他プラ（コンテナ又はヤード）

(3) 計画処理量等（参考）

ア 工場棟での計画処理量及び計画受入量

工場棟での計画処理量及び計画受入量（令和8（2026）年度計画値）は次のとおりとする。【貸与資料（参考図書）6参照】【貸与資料（参考図書）7参照】

- | | |
|-------------|-------------|
| 1) 缶・ペットボトル | ; 2,182 t/年 |
| 2) びん | ; 3,354 t/年 |
| 3) その他不燃ごみ | ; 2,605 t/年 |
| 4) 粗大ごみ | ; 5,145 t/年 |

イ 直接搬入車両受入棟での計画受入量

直接搬入車両受入棟での計画受入量（令和8（2026）年度計画値）は次のとおりとし、処理は工場棟他に搬出して行うものとする。

	最大値	中央値
缶・ペットボトル	0.1 t/日程度	0.01 t/日程度
びん	0.4 t/日程度	0.06 t/日程度
その他不燃ごみ	0.3 t/日程度	0.05 t/日程度
粗大ごみ	26 t/日程度	8 t/日程度
可燃ごみ	16 t/日程度	6 t/日程度
資源（紙資源等）	0.5 t/日程度	0.06 t/日程度
その他プラ	0.2 t/日程度	0.02 t/日程度

（４）適正処理物の混入

本施設での受入廃棄物には、場内適正処理物及び場外適正処理物が混入することが想定される。

本施設における適正処理物は次のとおりとする。【貸与資料（参考図書） 8 参照】

場内適正処理物	場外適正処理物
スプレー缶・カセットボンベ，ゴルフクラブ，傘，畳，布団 等	水銀含有体温計，水銀含有電池類，蛍光灯，小型充電式電池，スプリングマット 等

※上記以外の適正処理物が確認された場合には協議により、対応方法を決定する。

（５）計画月最大変動係数（参考）

工場棟での処理対象物の計画月最大変動係数は次のとおりである。【貸与資料（参考図書） 9 参照】

- 1) 缶・ペットボトル ; 1.32
- 2) びん ; 1.13
- 3) その他不燃ごみ ; 1.13
- 4) 粗大ごみ ; 1.35

（６）計画ごみ質（参考）

本施設での計画ごみ質（参考）は次のとおりとするが、必要となる場合は、建設事業者において測定を行い、測定結果を用いることも可能とする。建設事業者において測定を行う場合は、測定方法について本市の承諾を得るものとする。なお、測定のために本市の分別収集方法の変更は行わない。

ア 単位体積重量（参考）

（ア）工場棟

工場棟での受入対象物の単位体積重量は次のとおりとする。ただし、受入形式は「要求水準書（共通編）第1章総則3計画主要目（2）受入対象物及び受入形式」のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1) 缶・ペットボトル | ; 0.034 t/m ³ |
| 2) びん | ; 0.382 t/m ³ |
| 3) その他不燃ごみ | ; 0.163 t/m ³ |
| 4) 粗大ごみ | ; 0.110 t/m ³ |

（イ）直接搬入車両受入棟

直接搬入車両受入棟での受入対象物の単位体積重量は次のとおりとする。ただし、受入形式は「要求水準書（共通編）第1章総則3計画主要目（2）受入対象物及び受入形式」のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1) 缶・ペットボトル | ; 0.034 t/m ³ |
| 2) びん | ; 0.382 t/m ³ |
| 3) その他不燃ごみ | ; 0.163 t/m ³ |
| 4) 粗大ごみ | ; 0.110 t/m ³ |
| 5) 可燃ごみ | ; 0.087 t/m ³ |
| 6) 資源（紙資源等） | ; 0.060 t/m ³ |
| 7) その他プラ | ; 0.030 t/m ³ |

イ ごみ組成（参考）

処理対象物のごみ組成は次のとおりとする。

	重量 [t/年]	割合 [%]
缶・ペットボトル, その他不燃ごみ	8,141	100.0
缶・ペットボトル	2,182	26.8
スチール缶	302	3.7
アルミ缶	435	5.3
ペットボトル	1,445	17.7
びん	3,354	41.2
白色	1,915	23.5
青色	20	0.2
緑色	462	5.7
茶色	937	11.5
黒色	0	0.0
その他	20	0.2
その他不燃ごみ	2,605	32.0
鉄くず		
鉄 (その他)	321	3.9
電池	134	1.6
混入粗大ごみ	469	5.8
小型家電	134	1.6
非鉄	161	2.0
不燃残渣		
陶器類	649	8.0
ガラス屑・雑物	355	4.4
土砂・灰	0	0.0
可燃物		
プラスチック類	174	2.1
可燃物	208	2.6
粗大ごみ	5,145	100.0

※表示桁以下を四捨五入していることから合計が一致しない場合がある。

※平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度のごみ組成調査等により, 令和 8 (2026) 年度におけるごみ組成を推計した値を示す。

(7) 運転条件

ア 施設稼働日

施設稼働日数は, 事業者の提案を受け, 最終決定を行うものとするが, 搬入を行わない日は原則施設稼働を行わないものとする。

搬入を行わない日は要求水準書 (共通編) 第 1 章総則「搬出入条件 “搬入日及び搬入受付時間”」のとおりとする。

イ 稼働時間

施設の稼働時間は原則、搬入受付時間内とするが、維持管理性等を踏まえ、事業者の提案を受け、最終決定を行うものとする。

搬入受付時間は要求水準書（共通編）第1章総則「搬出入条件“搬入日及び搬入受付時間”」のとおりとする。

(8) プラットホーム等の規模

ア 工場棟

プラットホームの規模は、収集車両がびんヤードで2台以上、缶・ペットボトルピットで3台以上、その他不燃ごみピット又はヤードで2台以上、粗大ごみピットで3台以上が同時に荷卸しできる規模とする。

イ 直接搬入車両受入棟

直接搬入受入ヤードの規模は、直接搬入車両（積載重量2tトラック）5台以上が同時に荷卸しできる規模とする。

(9) 搬出入条件

ア 搬入形態

受入対象物の搬入形態は次のとおりとする。

【収集車両】

ごみ種	収集方法	運搬方法	収集頻度	搬入曜日	搬入回数
缶・ペットボトル	袋収集	パッカー車	1回/週	月～金	週5回
びん	コンテナ収集	パッカー車	2回/月	月～金	週5回
その他不燃ごみ	袋収集	パッカー車	1回/週	月～金	週5回
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を購入・添付	平ボディ車	随時	随時	随時

※収集車両のうち、粗大ごみについては平ボディ車で搬入するが、ダンプアップで荷卸しする計画である。

【直接搬入車両】

ごみ種	搬入方法	運搬方法	収集頻度	搬入曜日	搬入回数
缶・ペット ボトル	袋	-	随時	随時	随時
びん	バラ	-	随時	随時	随時
その他 不燃ごみ	袋	-	随時	随時	随時
粗大ごみ	バラ	-	随時	随時	随時
可燃ごみ	袋	-	随時	随時	随時
資源 (紙資源等)	バラ	-	随時	随時	随時
その他プラ	袋	-	随時	随時	随時

イ 搬出入車両の種類と計量・荷卸・積込場所

本施設における搬出入車両の種類と計量・荷卸・積込場所は次のとおりとする。

	種類	計量場所		荷卸場所				積込場所			
		本施設側計量機	東部C焼却施設側計量棟	工場棟	直接搬入車両受入棟	東部C焼却施設	その他	直接搬入保管ヤード	搬出物貯留ヤード及び積出場	適正処理物処理ヤード等	
搬入車両	収集車両	可燃ごみ		○			○				
		その他プラ		○				○※3			
		缶・ペットボトル	○		○						
		びん	○		○						
		その他不燃ごみ	○		○						
		粗大ごみ	○		○						
	直接搬入車両	可燃ごみ		○		○	△※1		○		
		その他プラ		○		○			○		
		缶・ペットボトル		○		○					
		びん		○		○					
		その他不燃ごみ		○		○					
		粗大ごみ		○	△※2	○					
		資源(紙資源等)		○		○			○		
搬出車両	スチール缶圧縮成型品	○							○		
	アルミ缶圧縮成型品	○							○		
	ペットボトル圧縮成型品	○							○		
	びん(色別)	○							○		
	びん残渣(カレット)	○							○		
	鉄くず	○							○		
	アルミくず	○							○		
	不燃残渣	○							○		
	可燃残渣	○							○	○	
	小型家電(中,高品位)	○								○	
	その他有価物	○								○	
	場外適正処理物	○								○	

○；一般的な車両の計量、荷卸、積込場所を示す。

△；特殊な車両の計量、荷卸、積込場所を示す。

東部C；東部総合処理センターを示す。

※1 造園業者の可燃ごみは東部総合処理センター焼却施設で荷卸し。

※2 造園業者の粗大ごみは工場棟で荷下し。大量搬入車両の粗大ごみは安全性が確認された場合に限り、工場棟で荷卸し。

※3 収集車両のその他プラは焼却施設側計量棟で計量のみを行い、民間施設(別施設)で荷卸し。

ウ 計量回数

本施設への搬出入車両は原則2回計量を行うものとする。

エ 搬出入車両仕様（参考）

処理対象物の搬出入車両仕様（参考）は次のとおりとし、これらの車両が入退場することを想定すること。【貸与資料（参考図書）10 参照】

車両内容		規格
工場棟 搬入車両	中型パッカー車	積載重量；2.55～2.75 t
	大型パッカー車	積載重量；4.50～4.70 t
	ダンプ車	車両総重量；25 t
	トラック車	車両総重量；25 t
直接搬入車両受入棟 搬入車両	小型トラック車	車両総重量；3.5 t～7.5 t
搬出車両	大型ウイング車	車両総重量；25 t
	大型ダンプ車	車両総重量；25 t

オ 搬入日及び搬入受付時間

本施設における施設搬入日数は基本 310 日（365 日-52 日（日曜日）-年始 3 日）、搬入受付時間は 8 時～15 時 30 分（焼却施設は 8 時～16 時 30 分）とするが、当該日数、当該時間以外にも本市が臨時で受入れを求める場合がある。また、施設の稼働体制（施設稼働日数及び時間）は事業者の提案を受け、最終決定を行うものとするが、施設稼働がなくても搬入は受け入れる計画とする。

カ 搬出入台数（参考）

（ア）収集車両

収集車両の搬出入車両台数（参考）は【貸与資料（参考図書）11 参照】のとおりとする。

（イ）直接搬入車両

直接搬入車両は、繁忙期における渋滞が問題となっていることから、台数制限を行うものとする。

直接搬入車両の搬出入車両台数（参考）は【貸与資料（参考図書）11 参照】のとおりとする。また、本市と協議の上、場内で滞留スペースを確保できる範囲内で台数制限の緩和（台数増加）に対応すること。

（ウ）造園関係車両

直接搬入車両には造園業者車両が含まれており、粗大ごみとして搬入されるものは工場棟、可燃ごみとして搬入されるものは東部総合処理センター焼却施設で荷卸

しを行う計画である。

造園関係車両の車両台数（参考）は【貸与資料（参考図書）11 参照】のとおりとする。

キ 計量場所及び荷卸場所別車両台数（参考）

計量場所及び荷卸場所別の車両台数（参考）は【貸与資料（参考図書）11 参照】のとおりである。

（10）処理条件

本施設での処理条件は次のとおりとする。【貸与資料（参考図書）12 参照】

		処理条件
破袋・除袋基準		設定しない。
破碎基準	低速回転式 破碎機	設定しない。
	高速回転式 破碎機	重量割合で 85%以上を 150 mm以下に破碎でき，重量割合で 100%を 300 mm以下に破碎できること。
選別基準	スチール缶	純度 99%以上，回収率（参考値）95%以上
	アルミ缶	純度 99%以上，回収率（参考値）90%以上
	ペット ボトル	容器包装リサイクル協会の引き取り品質ガイドラインの A ランクを満たすこと，回収率（参考値）90%以上
	びん	色別のびん；容器包装リサイクル協会の引き取り品質ガイドラインの A ランクを満たすこと，回収率（参考値）60%以上 びん残渣（カレット）；大阪湾フェニックスセンターの受入基準以下
	鉄くず	純度 95%以上，回収率（参考値）90%以上
	アルミくず	純度 85%以上，回収率（参考値）60%以上
	不燃残渣	大阪湾フェニックスセンターの受入基準以下
	可燃残渣	純度 80%以上，回収率（参考値）70%以上，焼却施設の受入基準以下 （不燃物が含まれるもの；長さ 300 mm以下） （可燃物のみのもの（布団類を除く）；長さ 500 mm以下，太さ 50 mm以下）

※可燃残渣は，焼却施設側からの要望があれば，本市と協議の上，対応すること。

4 環境保全基準

(1) 公害防止基準

ア 粉じん

(ア) 敷地境界基準

本施設から発生する粉じんの基準値は、「環境の保全と創造に関する条例」での一般粉じん発生施設のその他粉じんの基準値を準用し、敷地境界で $1.5\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とする。

(イ) 作業環境基準

a 粉じん

事務室・中央制御室の粉じんの環境基準値は、労働環境衛生法に基づく事務所衛生基準規則第5条に基づき $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とする。

本施設から発生する粉じんにおける手選別室での作業環境基準値は、労働環境衛生法に基づく事務所衛生基準規則第5条を準用し、 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を目標値とし、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」で記載された $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を満足させるものとする。また、プラットホーム及び搬出物貯留ヤードについても手選別室の基準値を準用し、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下を満足させることを目標とする。

b アスベスト

本施設から発生するアスベストにおける手選別室等での作業環境基準は、労働安全衛生法第六十五条の二第二項の作業環境評価基準を準用し、 $5\mu\text{m}$ 以上の繊維として $0.15\text{本}/\text{cm}^3$ 以下とする。

イ 騒音

(ア) 敷地境界基準

本施設から発生する騒音については、「騒音規制法」「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に基づき、敷地境界において次の基準値以下とする。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1) 朝（午前6時から午前8時まで） | ; 60 デシベル |
| 2) 昼間（午前8時から午後6時まで） | ; 65 デシベル |
| 3) 夕（午後6時から午後10時まで） | ; 60 デシベル |
| 4) 夜間（午後10時から翌日の午前6時まで） | ; 50 デシベル |

(イ) 作業環境基準

本施設から発生する騒音については、「騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）」の基準を準用し、手選別室、プラットホーム及び搬出物貯留ヤードに

において 85 デシベル以下を満足させることを目標とする。

ウ 振動

本施設から発生する振動については、「振動規制法」「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に基づき、敷地境界において次の基準値以下とする。

昼間（午前 8 時から午後 7 時まで） ; 65 デシベル

夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで） ; 60 デシベル

エ 悪臭

本施設から発生する悪臭については「悪臭防止法」に準じて、敷地境界において【添付資料 5 参照】の基準値以下とする。

なお、本施設で発生する悪臭に対する作業環境への影響については、作業環境の向上に向けて可能な限り低減させる対策を講ずるものとする。

オ 排水

（ア）下水排除基準

本施設の生活排水及びプラント排水は下水道への放流を行うものとし、西宮市下水道条例に基づき、【添付資料 5 参照】の基準値以下とする。

（イ）公共用水域（海域）

本施設の雨水は既存側溝及び既存引込管を介して、公共用水域（海域）への放流を行うことを基本とし、水質汚濁防止法、及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、【添付資料 5 参照】の基準値以下とする。

（２）環境保全対策

ア 景観

本施設における建築物及び外構設備の外観デザインや景観・緑化計画は、「西宮市都市景観条例」に基づき届出された計画策定段階協議届出書及び計画策定段階協議済通知書に基づく計画とする。【貸与資料（参考図書）13 参照】

イ 緑化率

本施設においては「環境の保全と創造に関する条例」及び建築協定（鳴尾浜工業団地の緑化について）【貸与資料（参考図書）14 参照】により緑化（敷地内緑地・建築物緑化の確保）が義務付けられており、当該緑化基準を満たすものとする。

ウ 建設工事中における環境保全対策

(ア) 大気質

建設工事に当たって、大気質への影響を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 建設工事に際しては、周辺地域の生活環境への影響を軽減するため、大気汚染負荷の少ない工法や排出ガス対策型建設機械の導入に努めるとともに、環境保全上の適切な作業管理に努める。
- 2) 工事関係車両の走行は、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理を働きかける等、環境への影響を最小限に留める。
- 3) 工事中は適宜散水を行い粉じん及び降下ばいじんの発生を防止する。
- 4) 工事中は仮囲い（H=3.0m）を設置し、粉じん及び降下ばいじんの飛散を防止する。

(イ) 騒音・振動

建設工事に当たって、騒音・振動への影響を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 建設工事に当たっては、工事用機器は低騒音型及び低振動型の機種を選定することに努め、工事区域周囲を仮囲い（H=3.0m）し、防音対策を実施する。
- 2) 騒音・振動に配慮するよう工事工程及び工事工法について検討する。
- 3) 工事関係車両の走行は、幹線道路の走行、走行台数の抑制、適正走行等の運行管理を働きかける等、環境への影響を最小限に留める。
- 4) 騒音規制法に基づき、敷地境界線上での騒音レベル 85 デシベルを超えないこととする。
- 5) 振動規制法に基づき、敷地境界線上での振動レベル 75 デシベルを超えないこととする。

エ 施設供用中における環境保全対策

(ア) 大気質

施設の稼働に当たって、大気質への影響を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 集じん機、散水装置を設置し、粉じん及び降下ばいじんの発散を防止する。

(イ) 騒音

施設の稼働に当たって、騒音の発生を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 機器については、極力屋内に収納・設置する。
- 2) 低騒音型機器を採用する。
- 3) 騒音の大きな機器については、必要に応じて防音ボックスに納める等の対策を講じ、特に騒音が大きい装置機器（高速回転破碎機等）については専用の区画した部屋へ収納し、必要に応じて吸音材を壁面に施工する。

(ウ) 振動

施設の稼働に当たって、振動の発生を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 低振動型機器を採用する。
- 2) 装置機器は堅牢な機械基礎上に設置する。
- 3) 振動が大きい装置機器には防振基礎構造を採用し、振動の伝搬を防止するとともに、高速回転破碎機については、独立した基礎構造の上に設置する。

(エ) 悪臭

施設の稼働に当たって、悪臭の発生を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 廃棄物は建物内で保管・処理し、悪臭が懸念される箇所については扉等を設置する。

(オ) 水質

施設の稼働に当たって、水質の汚濁を低減するための環境保全対策として次を基本とする。

- 1) 生活排水及びプラント排水は西宮市下水道条例に基づき基準値以下とし、下水道に放流する。
- 2) 敷地内の雨水については、水質汚濁防止法、及び環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、基準値以下とし、既存側溝及び既存引込管を介して、公共用水域（海域）への放流を行うことを基本とする。

5 一般事項

(1) 関係法令の遵守

本事業の実施に当たっては、次に参考として示した法令等、及び本業務に関連する各種法令等を、事業者の責任において遵守すること。なお、事業期間中に各種法令等が改定された場合には、本市と協議を行うものとする。

ア 廃棄物処理全般

- 1) 循環型社会形成推進基本法
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 3) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 5) 特定家庭用機器再商品化法
- 6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- 7) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針
- 8) ごみ処理施設整備の計画・設計要領
- 9) ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル
- 10) 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 11) その他諸法令，規則，通達，基準，指針，規格等

イ 公害防止関係

- 1) 環境基本法
- 2) 大気汚染防止法
- 3) 水質汚濁防止法
- 4) 騒音規制法
- 5) 振動規制法
- 6) 悪臭防止法
- 7) 土壌汚染対策法
- 8) 景観法
- 9) 下水道法
- 10) 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）
- 11) 環境影響評価に関する条例（兵庫県）
- 12) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（兵庫県）
- 13) 西宮市環境基本条例
- 14) 西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
- 15) 西宮市下水道条例
- 16) その他諸法令，規則，通達，基準，指針，規格等

ウ 機械・電気関係

- 1) 電気事業法
- 2) 計量法
- 3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 4) 電気用品安全法
- 5) 電気工事士法
- 6) 電気通信事業法
- 7) 有線電気通信法
- 8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- 9) 電気関係報告規則
- 10) 日本産業規格 (JIS)
- 11) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 12) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 13) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- 14) 日本フルードパワー工業会規格 (JOHS)
- 15) 電気保安法による設備基準
- 16) 電力会社供給規定
- 17) 電力設備に関する技術基準を定める省令・内線規定
- 18) 工場電気設備防爆指針
- 19) 日本照明器具工学会規格 (JIL)
- 20) クレーン等安全規則
- 21) クレーン構造規格
- 22) 圧力容器構造規格
- 23) その他諸法令, 規則, 通達, 基準, 指針, 規格等

エ 建築関係

- 1) 道路法
- 2) 消防法
- 3) 都市計画法
- 4) 水道法
- 5) ガス事業法
- 6) 航空法
- 7) 電波法
- 8) 建築基準法
- 9) 屋外広告物法

- 10) 建築物省エネ法
- 11) 官庁施設の基本的性能基準
- 12) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 13) 官庁施設の環境保全性基準
- 14) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 15) 建築設計基準
- 16) 建築構造設計基準
- 17) 構内舗装・排水設計基準
- 18) 建築工事積算基準
- 19) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 20) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 21) 建築工事監理指針
- 22) 建築工事標準詳細図
- 23) 建築設備計画基準
- 24) 建築設備設計基準
- 25) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 26) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 27) 機械設備工事施工監理指針
- 28) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 29) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 30) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 31) 電気設備工事施工監理指針
- 32) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 33) 建築物解体工事共通仕様書
- 34) 日本水道協会規格（JWWA）
- 35) 空気調和・衛生工学会規格（HASS）
- 36) 日本塗料工事規格（JPMS）
- 37) 自動火災報知設備工事基準書
- 38) 日本建築規格
- 39) 建築設備耐震設計施工指針
- 40) 室内空気汚染に係るガイドライン
- 41) 福祉のまちづくり条例（兵庫県）
- 42) 建築基準条例（兵庫県）
- 43) 西宮市建築基準法施工細則
- 44) 西宮市臨海産業地区建築条例
- 45) 西宮市建築協定条例

- 46) 西宮市水道事業給水条例
- 47) 西宮市火災予防条例
- 48) 西宮市都市景観条例
- 49) 開発事業等におけるまちづくりに関する条例（西宮市）
- 50) 西宮市屋外広告物条例
- 51) 快適な市民生活の確保に関する条例（西宮市）
- 52) 西宮市駐車場の出入口設置に関する要綱
- 53) 西宮市雨水流出抑制技術基準
- 54) その他諸法令，規則，通達，基準，指針，規格等

オ その他

- 1) 労働基準法
- 2) 労働安全衛生法
- 3) 作業環境測定法
- 4) 健康増進法
- 5) 建設業法
- 6) 製造物責任法
- 7) 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 8) 地方自治法
- 9) 民法
- 10) 会社法
- 11) 個人情報保護法
- 12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 13) 国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律
- 14) 石綿障害予防規則
- 15) 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針
- 16) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 17) 省エネルギー建築設備指針
- 18) 建築工事安全施工技術指針
- 19) 建築工事公衆災害防止対策要綱
- 20) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 21) 建設副産物適正処理推進要綱
- 22) その他諸法令，規則，通達，基準，指針，規格等

(2) 有資格者の配置

本事業の実施に当たっては，法令の規定により設置が義務付けられている法定資格

者を配置すること。

(3) 生活環境影響調査報告書の遵守

本市では、施設基本計画段階での生活環境影響調査【貸与資料(参考図書)15参照】を実施しているが、その後の検討段階で施設整備の方針が変更になった箇所も存在している。

本施設の設計・建設に当たっては、建設事業者の責任で変更点について生活環境への影響に問題がないことを確認し、生活環境影響調査の見直し・修正を行うこと。なお、生活環境影響調査の変更点については、設計・建設に当たっての市民説明会等で説明を行うこと。

本事業の実施に当たっては変更点を反映させた「生活環境影響調査報告書」を遵守するものとする。

第2章 全体計画

1 施設整備基本方針

本施設の施設整備基本方針を次のとおりとする。提案は、関係法令等を遵守するとともに、本施設整備の基本方針を十分考慮した上で作成すること。【貸与資料（参考図書）16参照】

基本方針	内容
【基本方針1】 適正かつ安定的なごみ処理が可能となる施設	本施設の整備に当たっては、現施設における課題や新分別区分に対応した適正かつ安定的なごみ処理が可能となる施設とすることを基本とする。なお、現施設では、スプリングマット等の処理困難物の処理やリチウムイオン電池やスプレー缶を要因とした火災の発生等が課題として挙げられる。
【基本方針2】 資源の有効活用に優れた施設	本施設の整備に当たっては本施設からの残渣の最小化を図り、資源の有効活用に優れた施設とすることを基本とする。 なお、現施設ではリサイクル率の低迷が課題として挙げられ、リサイクル率の向上に向け、分別区分を見直すこととし、本施設でのリサイクル率の目標値を48%とする。
【基本方針3】 災害時における防災能力に優れた施設	大規模災害が発生した場合でも公衆衛生の保全と災害からの早期復旧の観点から、防災能力に優れた施設とするとともに、被災した場合でも早急に復旧可能な施設とすることを基本とする。 なお、東部総合処理センターは津波及び高潮の浸水区域に該当しており、施設全体が浸水した場合、長期的な不燃ごみ及び粗大ごみの処理が困難になることが想定される。
【基本方針4】 公害防止や周辺景観との調和に配慮した施設	廃棄物処理に伴う周辺環境を保全するため、公害防止基準を遵守するとともに、建物の形状や色彩等に十分に配慮し、周辺景観との調和に配慮した施設とすることを基本とする。 なお、廃棄物処理に伴う周辺環境の保全は大前提であり、市民との共存を図る必要がある。また、本市では西宮市都市景観条例が定められ、ゆとりとうるおいのある美しいまちを目指している。
【基本方針5】 ごみ減量・再資源化の学習拠点となる施設	本施設の整備に当たっては啓発施設を設けるとともに、見学スペースの確保及び市民参画を意識したイベントの実施を行い、本市におけるごみ減量・再資源化の学習拠点となる施設とすることを基本とする。

	<p>なお、本市では現在、リサイクルプラザを設け、粗大ごみの中から使えそうな物をリサイクルプラザに展示・修理・再生を行っており、ごみ減量・再資源化の意識の高揚を図っている。また、小学生等の施設見学の受入等も行っており、環境学習の拠点の一つとなっている。</p>
<p>【基本方針6】 ライフサイクルコスト削減を可能とする施設</p>	<p>最新技術の動向も踏まえながら、最適な処理方式等について検討し、施設の整備から運営・維持管理等のライフサイクルコスト削減を可能とする施設とすることを基本とする。</p> <p>なお、本施設では長寿命化計画に基づき 30 年間程度の使用を想定しており、長期間の運転・維持管理を見据えた、ライフサイクルコストの削減が求められる。</p>
<p>【基本方針7】 地球温暖化対策に寄与する施設</p>	<p>本施設の整備に当たっては、地球温暖化対策に寄与するため、最大限の太陽光発電設備の導入を図るほか、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー電力の調達等に努め、二酸化炭素の排出を極力削減可能な施設とすることを基本とする。</p> <p>なお、本市は令和3（2021）年2月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す、いわゆる「2050年ゼロカーボンシティ」を表明している。</p>

2 処理計画

(1) 基本処理フロー

本施設での処理計画は次のとおりとし、処理フロー（参考）は【貸与資料（参考図書）17 参照】のとおりとする。

ア 缶・ペットボトル処理ライン

「缶・ペットボトル」は、破除袋後、キャップ及びラベルの取外しと異物（キャップ、ラベル含む）の除去を行い、選別処理によりペットボトル、スチール缶、アルミ缶に選別する。その後、それぞれ圧縮し、本市に引渡す。破除袋後の袋は、袋のみで保管し、焼却施設に搬出する。

イ びん処理ライン

「びん」は、パッカー車で袋に入っていない状態で受入れを行い、キャップの取外しと異物（キャップ含む）を除去後、手選別により色毎（白色、茶色、緑色、その他）、びん残渣（カレット）に選別し、本市に引渡す。

ウ その他不燃ごみ処理ライン

「その他不燃ごみ」は、破除袋後、手選別及び手解体（廃電線のはく離等）により小型家電、その他有価物、場内適正処理物、場外適正処理物、異物を除去後、低速回転式破砕機にて破砕し、粗大ごみピットに投入する。破除袋後の袋は、袋のみで保管し、焼却施設に搬出する。

エ 粗大ごみ処理ライン

「粗大ごみ」はダンピングボックス上で粗大ごみ（小型家電（低品位）含む）、再生利用製品、場内適正処理物、小型家電（中、高品位）、その他有価物、場外適正処理物に前選別及び手解体（廃電線のはく離等）する。粗大ごみ（小型家電（低品位）含む）は、その他不燃ごみとともに高速回転式破砕機にて破砕後、選別処理を行い、鉄くず、アルミくず、可燃残渣、不燃残渣に選別し、資源物及び不燃残渣は本市に引渡し、可燃残渣は焼却施設に搬出する。

オ 直接搬入処理ライン

「缶・ペットボトル」「びん」「その他不燃ごみ」は各処理ラインに搬出する。

「粗大ごみ」は粗大ごみ（小型家電（低品位）含む）、再生利用製品、場内適正処理物、小型家電（中・高品位）、その他有価物、場外適正処理物に前選別し、粗大ごみ（小型家電（低品位）含む）は粗大ごみ処理ラインに搬出する。

「その他プラ」「資源（紙資源等）」は本市に引渡し、「可燃ごみ」は焼却施設に搬出する。

（２）適正処理物、その他有価物及び再生利用製品の対応方法

ア 場内適正処理物

場内適正処理物の対応方法は次のとおりとする。

対象品目	対応方法
スプレー缶・カセットボンベ	その他不燃ごみ処理ラインでの手選別回収及び直接搬入の手渡しによる回収を行い、スチール製とアルミ製に分別し専用処理機を用いて処理後、本市に引渡す。
ゴルフクラブ	粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し、解体後、その他有価物は本市に引渡し、可燃残渣は焼却施設に搬出する。
傘	その他不燃ごみ処理ラインで手選別回収を行い、切断機等による解体後、焼却施設に搬出する。

(場内適正処理物のつづき)

対象品目	対応方法
畳	粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し、切断機等による解体後、焼却施設に搬出する。
布団	粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し、一定期間保管後、焼却施設に搬出する。
その他場内適正処理物	【貸与資料（参考図書）8参照】

イ 場外適正処理物

場外適正処理物は、一定期間保管後、本市に引渡しを行い、本市が場外で適正処理を行う【貸与資料（参考図書）8参照】。

ウ その他有価物・小型家電（中・高位品）

その他有価物・小型家電（中・高位品）の対応方法は次のとおりとする。

対処品目		対応方法
その他 有価物	鉄製品，アルミ製品，ステンレス製品，銅製品，廃電線，真鍮，鉛，ポット，湯沸器等	その他不燃ごみ処理ライン，粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し，一定期間保管後，本市に引渡す。
小型家電（中・高位品）		

エ 再生利用製品

再生利用製品の対応方法は次のとおりとする。

対象品目	対応方法
家具類・生活用品等の再生利用可能なもの	粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し、拭き掃除等の簡易なメンテナンスを行い、見学者ルート上に展示スペースを設け、市民に引渡す。
自転車	粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し、部品を組み替える等の修理、メンテナンスを行い、見学者ルート上に展示スペースを設け、市民に引渡す。